

【平成29年第1回定例会 健康福祉委員会委員長報告資料】

平成29年3月17日 健康福祉委員長 田村 伸一郎

- 「議案第17号 川崎市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第21号 川崎市消防手数料条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第57号 平成28年度川崎市国民健康保険事業特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第59号 川崎市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 条例改正に伴う本市の事業所の人材確保におけるフォローについて

今回の条例改正は、人員の基準が改正されるものであり、放課後等デイサービスにおいて、利用者が10人までの場合は、支援する従業者を2人配置する必要があり、そのうち1人は児童指導員又は保育士を、もう1人は児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の有資格者を配置すべきとされた。これは最低基準であり、3人以上を配置している事業所もあるが、最低基準以外の人員配置は従来どおりの指導員でも問題はない。また、平成29年4月1日時点での既設事業所については、経過措置として平成30年4月時点で最低基準を満たしていればよいとされており、児童指導員については、例えば高等学校を卒業してから2年以上、放課後等デイサービス事業等の児童福祉事業に従事した者は、資格を有するとされているため、平成28年度以前から開所している事業所については、人材確保の面で問題はないと考えるが、平成28年度中に指定した事業所については、状況に応じて相談を受けることを考えている。

* 事業所からの相談への対応について

今回の基準の改正について、事業所から相談があった場合は、改正内容を丁寧に説明し対応しているところである。

* 有資格者を3人以上配置している事業所の実態把握について

平成29年2月1日時点で、放課後等デイサービス事業所は市内に98か所あるが、個別の事業所の人員配置についての具体的な調査は行っていないため、3人以上の指導員を配置している事業所の状況は把握していない。

《意見》

* 事業所や利用者から相談があった場合は、不安を抱えることがないように丁寧な

説明を心掛け、改正内容の周知徹底をしてほしい。

* 今回の条例改正は、多くの放課後等ディサービスの質的担保を確保するという点で必要な条件整備だと理解するが、人員配置の面で十分なものではないと考えるため、本市としても国に対して、増員等の要望を行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 60 号 川崎市障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 就労継続支援 A 型事業者の適正な賃金の支払いに向けた取組について

今回の改正は、利用者の就労の質の向上を目的に行われているが、就労継続支援 A 型の場合は、事業者と利用者が雇用契約を締結し、最低賃金を支払う必要があるため、集団指導や実地指導の場において、事業者に対して適切に賃金を支払うよう周知を図りたいと考えている。

* 本市の就労継続支援 A 型の現状について

厚生労働省によると、労働者を集め、短時間で収益性が低く、最低賃金を支払うことのできない事業を受託して、いわゆる障害者総合支援法の給付費から最低賃金に満たない分の賃金を払っているという事例が全国的に散見される。なお、本市に 12か所ある就労継続支援 A 型の事業所では、そのような事例はないと言っている。

* 実地指導の頻度について

通所事業所の場合は、要綱に基づき、3 年に 1 回実地指導を行っているが、賃金の支払いに関する指導を十分に行えていない状況もあるため、1 年に 1 回必ず実施する集団指導の場において事業所に対して、最低賃金について周知をしていくたいと考えている。

《意見》

* 実地指導や集団指導をこれからも継続していくとともに、利用者に対する賃金の支払いについては、度々報道等で取り上げられている問題でもあるため、事業所に対するモニタリングを適切に行ってほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○ 「議案第 61 号 川崎市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決